# 平成25年度事業計画書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

暴力団は、近年、伝統的な資金源獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力に加え、その組織実体を隠ぺいしながら、建設業、不動産業、金融・証券市場等へ進出して、企業活動を仮装した一般社会での資金獲得活動を活発化させている。

また、公共事業に介入して資金を獲得したり、公的融資制度等を悪用した詐欺事件等を敢行するなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っている。さらに、全国的には、繁華街や住宅地における拳銃を使用した凶悪な犯罪も後を絶たず、依然として市民社会にとって大きな脅威となっている。

当法人としては、こうした情勢を迅速かつ的確に把握分析のうえ、これに呼応した対処方法を県民生活や事業所の健全運営に反映させ、もって安全安心を誇れる群馬県の実現に寄与する活動を推進する所存である。

# 1 普及・広報事業(公益目的事業その1)

- (1) 暴力団追放のための広報啓発資料の作成と配布
  - ア 暴力追放だより「暴追ぐんま」の作成と配布

例年継続発行している、みだしの機関誌を年2回(夏号、新春号)発行し、会員・関係機関・団体等に配布し、反社会的勢力の動向とその対策や当センターの活動を広く周知することとした。

暴力団員やその周辺者、政治活動や社会運動を標ぼうする団体の構成員、 悪質クレーマー等(以下「反社会的勢力」という。)による不当要求の具 体的事例をとらえて、その傾向を分析の上、対応方法を示すとともに、早期 相談啓発等を中心に編集する。

#### イ 暴力追放小冊子の配布

「暴力団情勢と対策」、「行政対象暴力の現状と対策」及び「民暴相談のしおり」等の小冊子を、会員・責任者講習受講者等に配布する。

ウ 暴力追放ポスター等の配布

当法人の相談電話番号入り暴力追放ポスター・カレンダー(暴力団追放三ない運動等を啓発するもの)を県内の企業・事業所等に配布する。

(2) マスコミ等を活用した広報・啓発活動

新聞、FMラジオ等の広報媒体を活用し、不当要求防止責任者講習の積極的受講、 暴力被害相談窓口の早期利用等を広く県民に呼びかける。

(3) 暴力追放ポスター・同標語コンクール応募作品の活用

全国地域安全運動との連動により、例年実施している暴力追放ポスター及び標語 コンクールの優秀作品を各種啓発資料へ掲載し、暴追意識の高揚を図る。 例年、ポスター・標語は高校・一般の募集よりも、思春期の中学生から の応募が多い。この年代はややもすれば暴走族、暴力団員の容姿に憧れと も言える関心を抱きがちであるが、その積極的応募意欲はこうした憧れを 否定するための施策として効果を発揮していると考えられる。

# (4) 視聴覚教材の活用と整備

暴力団の手口、対応要領等をドラマ化した視聴覚教材(ビデオ・DVD)の整備をし、 不当要求防止責任者講習や各事業所における職場教養教材として活用を図る。

各企業・事業所の業務に共通した内容で構成されるものの他、遊技業、保険業、不動産業、金融業、土木建設業等の各業界や行政庁を対象とした不当要求への対処方法を編集したビデオ・DVD65種を整備し、不当要求防止責任者講習での放映はもとより、関係企業、団体等へ貸出している。

# (5) 行政対象暴力対策の推進

暴力団をはじめとする反社会的勢力は、行政機関がもつ指導監督権限を不当に行使させて、これを資金獲得の手段とすべく公共団体やその職員に義務なき行為を要求する傾向を強めている。

こうした情勢に対応するため、国・県及び市町村の各機関の総務・渉外担当者と 反社会的勢力に関する情報交換に努めるとともに、不当要求防止責任者講習の開催 を提唱し、行政対象暴力の防止に向けた対策を推進する。

平成24年度は、県・市に対する講習会を随時開催した他、生活保護関係機関・えせ同和行為対策関係機関との情報交換等を通じ、当法人が受理した関連相談の実態と対策を提言した。

# (6) ホームページの更新と活用

当法人のホームページを活用し、当法人の事業内容や反社会的勢力への対応要領、 不当要求防止責任者講習会の案内等の広報啓発活動を図るとともに、その内容も随 時更新し、より充実したものを提供し、県民ニーズに応える。

平成23年6月に全面改修したホームページへのアクセス件数は9,00 0件を超え、暴力追放への関心度は極めて高いものと認められる。

# (7) 暴力団・銃器追放大会の開催

10月11日(金)群馬会館において、群馬県、群馬県警察本部、公益財団法人群馬県防犯協会との共催により、「平成25年全国地域安全・暴力団・銃器追放群馬県大会」を開催する。

上記日程によりみだしの大会を実施し、暴力団追放気運を高めることとし、 併せて、暴追功労者表彰等を実施する。

# 2 相談・支援事業(公益目的事業その2)

- (1) 暴力団等に関する相談活動
  - ア 常設窓口の開設

暴力追放相談委員による相談窓口を継続開設し、暴力団等に絡む県民からの相談に対応する。

- 常設相談室:警察本部江田町庁舎2階
- 専用相談電話:027-254-1100(当法人事務室)

# イ 弁護士無料相談所の開設

群馬弁護士会の協力を得て無料相談所を継続開設し、民事絡みの暴力相談に対応する。

- (ア) 弁護士・相談委員合同の無料相談所開設
  - ・ 開設日:毎月第1・第3木曜日の午後2時から4時の間
  - 相談場所: 当法人相談室(警察本部江田町庁舎2階)
- (イ) 民事介入暴力一日無料相談所の開設

民事・刑事絡みの困り事相談に適切に対応するため、弁護士会、警察本 部 との共催により、弁護士・警察官・相談委員3者の合同無料相談所を開設する。

- ・ 上半期2回予定:東・中毛地域で開設
- ・ 下半期2回予定: 西毛・北毛地域で開設
- ウ 事業所等訪問相談活動

相談委員が各企業等を直接訪問し、暴力団の不当要求等に関する情報の収集に 努めながら暴力団等への対応方法の助言活動を行う。

相談案件の対象や内容は、暴力団員による威力の行使事案のみならず、 反社会的勢力による接近、攻勢が含まれ、その内容は多岐にわたっている のが現状である。しかし、これらに共通しているのは、いずれも暴力的不 法手段を用いていることから、その対応は暴力団員への対応と内容を異に するものではない。警察、弁護士会との恒常的連携体制を堅持して、相談 案件の解決に当たっている。

#### (2) 少年に対する暴力団の影響排除活動の推進

少年指導委員等に対する暴力団情報の提供、各地域・職域で開催する暴追研修会及 び相談活動等の機会を捉えながら少年に対する暴力団の影響等についての啓蒙活動を 推進する。

(3) 暴力団からの離脱援助活動の推進

# ア 相談窓口による離脱促進活動

離脱相談電話(027-254-1100)設置の広報及び適切な相談活動により暴力団からの離脱促進に努める。

#### イ 関係機関・団体との連携

(ア) 群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の開催

暴力団からの離脱者対策を促進するため、みだし協議会の事業に賛同する受 入れ企業の拡充に努める。

(イ) 群馬労働局等との連携

離脱者の就労、社会復帰のため、公共職業安定所を所管する群馬労働局やその他の機関・団体との連携強化を図る。

(ウ) 前橋刑務所との連携

服役中の暴力団員のうち、社会復帰の意欲を有する受刑者に対し、社会人と しての生き方、社会通念等を講話(個々面接)することにより社会復帰を支援する。

- ・ これまで組織からの離脱指導を施して社会復帰した事例は303人、就 労斡旋して社会復帰した事例は16人である。暴力団組織に踏み込み、そ の世界での生活体験者が社会復帰することの難しさは、並大抵ではないの が現実であるが、粘り強い説諭、助言や就労斡旋等により良心の呼び戻し に努める。
- ・ 平成20年以降、前橋刑務所との連携により、年間2~3回にわたり、 服役暴力団員に対して社会復帰助言講話・個々面接を実施しており、今後 も継続して推進すべき必須の事業である。

#### (4) 地域・職域における暴力団追放活動の推進

### ア 地域暴追団体との連携

各地域暴追団体と恒常的に連携し、情報交換をはじめ、暴追資器材及び広報資料の提供、講演依頼への対応等、それぞれの地域実態に即した暴排活動を展開する。

# イ 職域暴追団体との連携

群馬県企業防衛対策協議会、群馬県公共料金暴力対策協議会等職域暴排団体との連携を図りながら、情勢や資料の提供等業種に応じた暴排活動を推進する。

平成19年6月、政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申合わとして「企業が 反社会的勢力による被害を防止するための指針について」が示され、企業 にとって反社会的勢力との関係遮断が喫緊の課題となったことに呼応して、 証券業界、旅館ホテル業界、金融業界、警備業界、不動産業界、社交飲食 業界に続いて、24年度は行政書士会が暴力団追放連絡協議会を設立し、 当法人もこれに参画して情報交換、研修等を推進している。

# (5) 不当要求情報管理機関への業務支援の推進

不当要求情報管理機関(桐生競艇場、証券業協会)に対して、暴力団情報の提供 等の業務支援を行う。

近年、大規模暴力団組織が証券取引に介入して暴利を得ている事実が指摘されたことから、日本証券業協会が不当要求情報管理機関として国家公安委員会に登録された。既に登録機関となっている「財団法人競艇保安協会(関東支所桐生競艇場)」とともに当該機関への業務支援は暴力団追放の対策上、必須事項として欠かすことはできない。

※ 不当要求情報管理機関(根拠規定 暴力団対策法32条の3第2項第8号)不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする者をいい、事業者が互いに協力して不当要求による事業者や従業員の被害を防止することを目的として事業者が協力して任意に設立した組合的性格の組織である。暴力団対策法は、都道府県暴力追放運動推進センターの業務の一つとして「不当要求情報管理機関の業務を助けること。」を規定している。

# (6) 暴力団犯罪被害者に対する見舞金、民事訴訟支援の実施

暴力団犯罪被害者に対する支援事業について、責任者講習や各種会議等を捉えて 広報活動を展開するとともに、暴力団犯罪にかかる民事賠償請求に伴う訴訟費用の 無利子貸付と暴力団員の犯罪行為による被害者に対する見舞金支給等を当法人の関 係規程に基づき適切に行う。

当該見舞金の支給、民事訴訟の支援事例は、平成15年1月に前橋市内で発生した指定暴力団員によるスナックでの銃器乱射事件の被害者遺族に対する支給・支援の1件である。この種事件は、発生予測がつかないことから、財源は常に確保しておく必要がある。

(7) 暴力団事務所の使用差止請求制度の導入に伴う関連規程の整備と支援について

暴力団対策法の一部改正に伴い、「国家公安委員会から適格団体の認定を受けた暴 追センターは、指定暴力団の事務所の使用が付近住民の生活等の平穏が違法に害され ている場合(人格権の侵害)に当該住民から委託を受けて、原告として請求に関する一 切の権限を有する。」等とされたため、住民からの要請があった場合に備え、関係規 程や訴訟財政基盤を整備し、国家公安委員会に対して、適格団体としての申請をなし、 これら訴訟があった場合に対応する。

# 3 調査・資料収集事業(公益目的事業その3)

暴力団は、大規模組織が中小組織を吸収するとともに大規模組織の一部は、相互交友 関係を結んで共存共栄を図るなど、全国規模で活動することが常態化し、銃器・薬物取 引きにおいては、マフィア等の外国人犯罪組織とも結託している。

こうした情勢に対応するためには、それぞれの暴力追放機関が広範な情報を収集のうえ、これを共有することが不可欠である。

- (1) 全国暴追センターとの連携
  - ・ 7月17日 (水)、都内で開催される、全国暴追センター主催の「暴力追放相談 委員及び不当要求防止責任者講習者研修会」に事務局員を出席させ、職員研修と 併せ全国・各都道府県センターとの情報交換に努める。
  - ・ 11月26日 (火)、都内で開催される、全国暴追センター・警察庁主催の 「平成25年全国暴力追放運動中央大会」に参加し、暴力追放運動の相互連帯 に努める。
  - ・ 例年2月中に都内で開催される、「都道府県暴力追放運動推進センター専務理事・事務局長会議」に出席し、情報交換や共助連絡に努める。
- (2) 弁護士会との連携による各種事業の推進

民事絡みの不当要求行為等に適切に対応するため、弁護士会との緊密な連携に努める。

ア 民事介入暴力対策協議会との連携

群馬弁護士会、群馬県警察及び当法人は、民事介入暴力事案等に相互に連携して 対策を講じるため、「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定」(通称三 者協定」)を締結しているが、同協定で設置している「民事介入暴力対策協会」(事 務局:暴追センター)等を通じて、

- ・ 三者間の情報交換及び研究・調査活動
- ・ 県民・企業等に対する暴力排除の啓蒙活動
- 民事介入暴力事案等に関する相談活動
- ・ 連携チームによる民事介入暴力等の対応活動 等の活動を推進する。

### イ 全国民暴大会への参加

7月12日(金)岐阜県内で開催予定の「日弁連民事介入暴力対策大会」に参加 し、相互連携及び情報交換を図る。

(3) 行政機関相談担当部門との連携による排除活動の推進

暴力相談等の相談者に対して、より的確にアドバイスするため、県犯罪被害者等支援連絡協議会、日本司法支援センター、えせ同和行為対策関係機関連絡会(前橋地方法務局主宰)等、各相談機関との相互連携に努める。

暴力団組織の寡占化・大規模組織への一極集中傾向は、その活動範囲が必然的に広域に及び、一地方の実態把握のみで的確な手段を講ずるのは困難である。したがって、各都道府県警察、同じく暴力追放運動推進センター、同じく弁護士会との恒常的連携、なかんずく情報交換はこの種施策の要諦であり、各種会議・研修会・情報交換会には積極的に参加する必要がある。

# 4 表彰事業(公益目的事業その4)

民間における暴力追放活動は、組事務所の恒常的監視や構成員の動向チェックといった、水面下での地道な活動や危険を顧みず不法集団と法的対決を挑む活動等が主体であり、交通安全、地域安全運動等の社会貢献活動とはその形態を異にする。

その活動の裏側には、計り知れない肉体的、精神的重圧を伴うのが常であることから、 表彰や感謝状贈呈によってその労に報いる意義は重要である。

(1) 全国・管区功労者(団体)表彰の上申

全国暴追センターが行う暴力追放功労者栄誉金賞、銀賞、銅賞団体表彰及び管区 内暴力追放運動推進センター連絡協議会が行う暴力追放功労者・団体表彰について、 関係規程に基づき上申手続きを行う。

(2) 群馬県暴力追放功労者(団体)表彰の上申

暴力追放活動等に関し、功労のあった個人及び団体並びに暴力追放ポスター・同標語コンクール優秀作品に対しては、10月11日(金)開催される「暴力団追放・銃器追放群馬県大会」において表彰する。

最近5年間の表彰実施状況は次表のとおりである。

表彰区分年 別	全国・管区規模	県 内	その他
20年	2	1 3	前橋事件原告弁護団
21年	2	9	
2 2 年	4	1 3	
23年	5	1 4	
24年	6	1 1	

#### 5 普及・育成事業(公益目的事業その5)

(1) 不当要求防止責任者講習の実施

群馬県公安委員会から業務を受託している「不当要求防止責任者講習」については、警察本部と連携しながら、反社会的勢力が企業や行政にその具体的対応策を中心としたカリキュラムにより、効果的講習の実施に努める。

講習開催計画については、以下のとおり

- · 受講者総数 1,400人
- 実施回数 24回
- 各種配布資料

責任者講習教本、暴力団情勢と対策、行政対象暴力と対策(公務員対象)、暴

# 追ポスター等

#### その他

講習に要する経費は受託費等により支出し、受講者には一切の経済的な負担を負わせない。

不当要求防止責任者講習は、県内の企業・事業所(国・地方公共団体を含む。)の幹部社員(職員)及び個人経営者等延べ約2万2,400人が受講した。県内の全産業事業所は約10万ヶ所であるから、数字の上では5~6事業所に1人の割合で受講者が存在する。反社会的勢力、とりわけ最近は悪質クレーマーの台頭が著しいことに鑑み、更なる受講者の増員を提唱し、企業・事業所による反社会的勢力との訣別体制構築に寄与することとする。

# (2) 少年指導委員研修の実施

少年に対する暴力団の影響を排除するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化 に関する法律が規定する少年指導委員を対象に研修を実施する。

暴力団と暴走族の蜜月関係の実態を踏まえた少年への善導指導の必要性をはじめ、暴力団対策法が規定する、暴力団への加入強要の禁止、入れ墨強要の禁止等の違反成立要件等をテーマとした研修を行い、効果的な少年指導委員活動の推進に寄与する。

#### 6 管理部門

# (1) 財政基盤の拡充

会員は、暴力追放運動に対する地域・職域の先駆者であり、その指導力の発揮が 大いに期待されるとともに、会費は事業活動を推進するための中核的な財政基盤で あることから、新規会員の恒常的募集活動に努めることとする。

#### (2) 適正業務の推進

公益財団法人として、事業目的を逸脱しないよう事業計画に沿った適正業務を推進することはもちろん、県民から信頼される公益団体として邁進する所存である。

#### (3) 理事・評議員会の開催

新年度初旬の早い時期に、定例の理事会・評議員会を開催し、前年度の事業報告と決算及び改正暴力団対策法に基づく組事務所使用差止訴訟の適格団体に関する諸規程の整備、その他議案を討議する。